令和８年（フ）第３６５号
埼玉県越谷市蒲生茜町29番地９　クリーンウッド206
債務者　鬼塚　敦晃
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５２０号
埼玉県春日部市藤塚1176番地１
債務者　黒坂　　誠
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４９０号
埼玉県入間市大字新久604番地17
債務者　阿部　英夫
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５０２号
埼玉県所沢市大字山口1005番地の21
債務者　庄司　京子（旧姓沼田）
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５１４号
埼玉県川越市南大塚１丁目８番地14
債務者　野崎　直道
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５３４号
埼玉県所沢市向陽町2147番地の２　グリーンアネックス103
債務者　飯野美保子
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５４１号
埼玉県日高市大字女影878番地
債務者　金子　　克
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５４２号
埼玉県所沢市大字山口1854番地の１　ヒルクレストＡ―102
債務者　藤原　敏春
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５５６号
埼玉県狭山市大字水野600番地の１　マルオカマンション102
債務者　林　　勝幸
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５６１号
埼玉県富士見市上沢１丁目９番２―101号
債務者　髙橋依津子
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２７１号
埼玉県熊谷市石原572　西熊谷病院、住民票上の住所埼玉県南埼玉郡宮代町本田３丁目１番29号　プチローズ101号
債務者　福崎　小花
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第５９５号
川崎市川崎区日進町９番地15　オカエリハウス
債務者　梶　　純也
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５９７号
川崎市中原区上新城２丁目７番19―313号　ダイアパレス武蔵新城
債務者　高田　将宏
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６０２号
川崎市中原区丸子通１丁目634番地９　マルシェビル　407
債務者　栗原　昌彦
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第９５号
三重県鈴鹿市北玉垣町1777番地の２　ピンクノジョウバフク102、前住所愛知県豊橋市山田一番町66番地１　フォーブル山田202
債務者　アレサンドロ　ジョゼ　バチスタこと　ＢＡＴＩＳＴＡ　ＡＬＥＳＳＡＮＤＲＯ　ＪＯＳＥ
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６８号
三重県鈴鹿市南若松町296番地の３　チェリー・ブロッサム202号室、前住所三重県鈴鹿市長太栄町二丁目２番14号
債務者　北川　江理（旧姓山本）
１　決定年月日時　令和８年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６９号
三重県津市高茶屋六丁目４番30号
債務者　近田　省一
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
　　津地方裁判所破産係